

IWATE TRUCKING REPORT

岩手県トラック情報

2024
令和5年度

3 月

第 3 号



公益社団法人

岩手県トラック協会

〒020-0891 岩手県紫波郡矢巾町流通センター南二丁目9番1号

TEL 019-637-2171 FAX019-638-5010

ホームページ <https://iwatokyo.or.jp/>

○ 新春講演会（経営者セミナー）開催 / 荷主物流セミナー開催	1
○ 令和6年度 事業計画の概要について	2
○ 令和6年度 助成事業のご紹介	4
○ 令和5年度 事業者研修会開催状況 / メディア懇談会を開催しました	5
○ 青年経営研究会 定例研修会開催 / ダンプトラック部会 役員会開催	6
○ 運行管理者試験対策事業を実施 / 業態別研修会の開催	7
○ メールアドレス登録をお願いします / 求人 HP 作成の無料支援について	8
○ 〈適正化〉令和5年度 巡回指導の実施状況について	9
○ 〈陸災防〉令和6年度 各種講習・安全衛生教育の実施予定について	11
・令和5年 労働災害発生状況について	13
・テールゲートリフター特別教育に関する Q&A	14
○ 苦情受付状況 / 会員事業者の動き / 事業報告書の提出について	16
★ トルクレンチの取り扱いにご注意ください!!	
★ 大型トラックの車輪脱落防止	

増車・減車の際には岩ト協へも忘れずにご報告をお願いします。



増減のご報告がない場合、さかのぼっての請求書の修正（増額・減額とも）は行いません。

岩手運輸支局へ増減車の届け出を行った際は、岩ト協へも事業計画変更届（控）をお届けいただきますようお願いいたします。（持参、ファックス、メール等）

会員の皆さまから毎月（霊柩会員は半年毎）納入頂いております協会費・陸災防会費の車両割の金額につきましては、各社様からの車両台数の増減の報告により毎月変更をかけております。

協会では、請求額に誤りのないよう細心の注意を払っておりますが、協会への増車・減車のご報告が無いために、協会で把握している車両数とのズレが生じる場合があります、そのため、数か月後に「請求書の車両割（摘要欄へ記載車両数）が多いので遡って請求金額を減らして欲しい」旨の依頼がございます。

正しい金額の請求書をお送りするためにも、請求書の内容を今一度ご確認ください、相違がございましたら速やかにご連絡くださいますようお願い申し上げます。

協会費請求書 2023年3月1日

(株)〇〇運輸 様 (公社)岩手県トラック協会 会費納入印の手帳

今 期 請 求 額		前 期 割	減 額 割	計
¥3,910				
協会費	2,500	1,050	3,550	
陸運労災防止協会費	200	160	360	
合 計	2,700	1,210	3,910	
増 減 車	3 増 (最大増減額より超過)			
減 車 型 車	2 増 (最大増減額より超過)			
合 計			3,910	

摘要欄をご確認ください。

備考 岩手運輸支局への増・減車の届出が自動的に当協会費計算機に反映されるわけでは
ありません。支局への届出の写しを当協会へ提出（印入）して下さい。

令和6年新春講演会 開催

令和6年1月29日（月）盛岡・つなぎ温泉ホテル紫苑において、令和6年新春講演会を開催し、会員事業者より78名が参加しました。年があらたまって最初の協会行事の開会に当たり、高橋会長が挨拶に立ち「多くの課題が山積しているが、みんなで力を合わせて頑張っていこう」と呼びかけました。講師には元（公社）全日本トラック協会理事長で、現在は全日本トラック政治連盟 会長代行の榎野龍二氏をお招きし、「今、改めて学ぶ燃料価格～軽油～の仕組みと歴史について」と題して、約1時間にわたり講演をいただきました。軽油引取税の歴史、いわゆる交付金との関係性の他、トリガー条項についてなど、詳細な説明をいただき、業界にとっての大きな課題の一つである「軽油引取税」について理解を深めました。

なお、当日は会場付近において、最新のデジタルタコグラフ、アルコール検知器、安全にかかるシステムやカメラ&モニターをはじめとした「安全環境製品展示会」を各メーカーの協力を得て同時開催。各ブースは講演会の来場者らで賑わいました。



高橋会長挨拶



講師 榎野龍二氏



会場の様子

企業物流セミナー・荷主懇談会の開催

令和6年1月19日（金）、プラザイン水沢において、企業物流セミナー、荷主懇談会を開催しました。企業物流セミナーは、荷主企業並びに一般消費者の方々にトラック輸送への関心を高めていただくことを目的に、講演会形式で開催しており、水沢支部管内の会員事業者から28名（17社）、荷主企業からは26名（18社）、その他一般の方々30名ほどにご来場いただきました。講師に筑波大学名誉教授（島根県立大学客員教授）中村逸郎氏をお迎えし、「恐（おそ）ロシア!?『プーチン政権の闇と今後の日ロ関係』～ウクライナから考える『平和』づくり～」と題して約90分にわたりご講演いただきました。また、これに先立ち開催された荷主懇談会は、会員28名（17社）、荷主26名（18社）が参加し、花巻労働監督署・監督課・課長 鈴木雄介氏を迎えて、「トラック運転者の労働時間等の改善基準」のポイントについて約40分にわたり説明いただき、荷主関係者に対し、2024年4月以降に生じるトラック輸送の大きな変化について、理解と協力を求めました。

この取り組みは水沢地域では継続的に行われており、荷主との相互理解、協力関係を深める機会として好評を得ており、今後も継続していく予定です。



講師 中村逸郎氏



花巻労働基準監督署 鈴木課長

各委員会開催状況及び令和6年度事業計画案等について

令和6年度の事業計画（案）並びに予算（案）の策定に当たり、以下の日程で専門委員会を開催し、様々なご意見を頂戴しながら修正を加え、3月19日に開催した令和5年度第6回理事会において正式に承認されました。令和6年度の主な事業計画は次の通りです。

各委員会開催状況 2月	5日（月） 第3回 総務委員会、第3回 広報委員会
	6日（火） 第3回 適正化事業推進委員会
	8日（木） 第3回 交通・環境委員会

令和5年度事業計画案（重点項目）

- ・重大交通事故防止対策及び労働災害防止対策の積極的な推進
- ・「改正改善基準告示」への適切な対応と労働環境整備の更なる推進
- ・「標準的な運賃告示」の積極的な活用と適正運賃・料金収受に向けた取り組みの推進
- ・業界のイメージアップと荷主交渉推進の機運醸成に向けた広報活動の展開
- ・適正化事業の推進によるコンプライアンスの徹底
- ・省エネ・環境保全に向けた取り組みの継続的な推進

交通・環境対策関係

【交通事故防止関係】

- 令和5年重大交通事故・飲酒運転削減目標（令和5年1月～12月）
 - 車輪脱落事故の発生件数を「ゼロ」とする。 ※前年12件
 - 飲酒運転・酒気帯び運転を「ゼロ」とする。 ※前年1件
 - 第一当事者となる事故の死者数を「ゼロ」とする。 ※前年3人（3件）
 - 第一当事者となる事故の発生件数を2件以内とする。 ※前年8件

※重大交通事故が発生した場合には、岩手運輸支局への報告と同時に弊協会にも報告し、類似案件の再発防止に向け情報共有を図るものとする。

2. 交通安全運動の推進

- 交通安全コンクールの実施（2）安全点検/パトロール（夏期・年末）の実施
- 講習・研修等の実施
 - グッドラーニングによる「初任運転者特別教育」の実施（受講枠を拡大し継続実施する。）
 - 事業者・管理者に対する事故防止研修の実施（車輪脱落防止セミナーの他、各種事故防止セミナーを計画する。）
 - 教育機材・教材の提供、活用
 - 「交通事故防止・労働災害防止 安全大会」の開催 ※7月中旬頃を予定。
 - 「安全運転講習会」「日常点検講習会」（矢巾、花巻、水沢、大船渡、宮古、久慈の6会場を予定）の開催
※働き方改革の動向を考慮し、平日開催への移行も検討する。
- 第49回岩手県トラックドライバーコンテストの開催 ※学科競技（6/29）、実科競技（7/27）を予定。
- 助成事業の継続 ※「車輪脱落事故防止対策」は、各社の助成上限額を引き上げて実施する。

【環境対策関係】

- エコ・ドライブの普及促進（1）エコ・ドライブコンテスト（2）省燃費安全運転講習会の開催 ※日程、開催方法を再考。
- 点検整備運動の推進
- 環境美化活動の推進 不法投棄対策の実施 全ト協と協調しつつ「ポイ捨て対策」として、啓発活動等を検討する。（5月頃）
- 助成事業の継続

労働対策事業

- 労働環境の改善・整備（1）「働き方改革」関連法令及び具体的解釈等の周知・啓発
- 労働災害防止対策

- 労働災害削減目標（令和6年1月～12月）を以下の通り目標を設定し取り組むものとする。

- ①死亡労働災害を「ゼロ」とする。
- ②死傷労働災害（休日4日以上）を130件以下とする。（令和5年、速報では143件発生）

※「労働者死傷病報告」（様式第23号：休業4日以上死傷労働災害）の提出を伴う労働災害が発生した場合には、労働基準監督署への報告と同時に弊協会にも報告し、類似案件の再発防止に向け情報共有を図るものとする。

（2）各種研修等の実施

- ① 事業者・管理者：「交通労働災害防止セミナー」、「健康起因事故防止セミナー」、「事業者研修会」
- ② ドライバー：「墜落・転落」、「転倒」災害防止に向け研修会を開催。（日常点検講習会、省燃費運転講習会等とセットで実施。）
- ③ 業態別労働災害防止研修会 業態別に異なる労災防止のポイントを学習。

- (3) 健康の保持増進のための措置
- (4) 労働力確保に向けた啓発行動 ※広報事業と連携しリクルートコンテンツの充実を図り、粘り強く啓発活動を継続。
- (5) 助成事業 ※陸災防岩手県支部が実施する「テールゲートリフター特別教育」の受講料の一部を助成する。(新) 2,000 円/名

適正化事業 (適正化事業推進委員会所管)

- 1. 巡回件数 通常巡回件数を 370 件とする。(前年度は 420 件)
※総合判定 D、E 事業所への指導強化を図る一方で、A、B 事業者、G マーク認定 事業所への巡回頻度を下げる。
- 2. 輸送秩序確立等に係る指導及び啓発事業
 - (1) 運輸安全マネジメント制度の周知 ※今年 1 月時点の導入率が 98.7%となっており、100%目指し指導を継続する。
 - (2) 管理者講習の受講促進 ※運行管理者一般講習、整備管理者講習に係る、2 年に 1 度の受講義務について周知徹底を図る。
 - (3) 改正改善基準告示の周知徹底
- 3. 研修会、セミナー等
 - (1) 運行管理者試験 受験対策講習会、模擬試験 ※運行管理者の育成をサポートし適切な運行管理の徹底を図る。
 - (2) 「荷主向け物流セミナー」「荷主懇談会」の開催 荷主との相互理解を深め、協力体制構築の場として開催を計画する。
 - (3) 「改正改善基準告示」に関する研修会 ※内容について周知を図り各社の対応を支援する。
- 4. G マーク認定の取得促進 ※認定率 35%を目標に新規認証事業所の拡大、更新作業のサポートを行う。

経営改善対策事業 (総務委員会所管)

- 1. 研修事業の実施
 - (1) 経営者、管理者等セミナーの開催 ※講師、テーマに関する要望は通年で受付中。
 - (2) 若手経営者、後継者等の人材育成に関する事業 ※青年部活動支援等
 - (3) 高校生を対象とした出張講義 ※令和 6 年度は 4 カ所程度での開催を計画する。
 - (4) 求人サイトの構築サポート並びに管理・運営 ※個別での作成支援を終了し、オンラインでのセミナーでのサポートに変更。

広報事業 (広報委員会所管)

- 1. メディアを活用した広報活動
※今年度も引き続き、2024 年問題を踏まえたトラック運送業界の課題や取り組みについて、荷主、地域住民に理解を広げる活動を展開。
- 2. 10 月 9 日は「トラックの日」事業の実施
 - ・第 31 回目となる「私の街に「こんなトラックあったらいいな」絵画コンクール」を継続する。
 - ・長年にわたり継続してきたイベント「トラックフェスタ」については一旦終了。新たな事業を検討・実施する。
※県内プロスポーツクラブと連携し、冠マッチを活用した広報を検討中。
- 3. その他の広報活動
 - ・岩手協 HP やメールを活用した情報提供を推進。 ※「岩手県トラック情報」も原則ウェブ版に移行する。
 - ・メディア懇談会の開催 ※社会的影響力が大きいメディア各社に対し、トラック輸送を正しく理解いただく場として継続。

その他の事業等

- 1. 緊急物資輸送訓練及び緊急時における体制整備 ※県の総合防災訓練への参加、備蓄品の適正管理の継続。
- 2. 出捐金の拠出 ※関係法令で定めに従い(公社)全日本トラック協会に対し補助金の約 23%程度を拠出する。
- 3. 表彰関係 各種表彰、叙勲、褒章等に係る上申を行う。
 - (1) 岩手県トラック協会長表彰
 - (2) 全日本トラック協会長表彰
 - (3) 岩手運輸支局長表彰
 - (4) 東北運輸局長表彰
 - (5) 大臣表彰 他

【岩手県トラック情報令和6年度 助成事業一覧】

助成制度		助成額	備考	申請締日
優先項目				
健康診断	・ 定期健康診断 上限3,000円/名 ・ 深夜業務従事者 上限1,500円/名 ※上限金額に満たない場合実費額	会員名簿記載の車両台数と同数		令和7年3月14日
適性診断	・ 一般診断 2,400円/名 ・ 初任診断、適齢診断 4,800円/名	・ 一般診断：会員名簿記載車両台数の1/3 ・ 初任、適齢診断：併せて // の1/5		令和7年2月末日
運転記録証明書等	670円/通	会員名簿記載の車両台数と同数		
運行管理者一般講習	上限3,500円/名			
一般項目				
健康診断(脳ドック)	上限15,000円/名 ※上限金額に満たない場合実費額	会員名簿記載車両台数の1/10(端数切上)		令和7年3月14日
ドライブレコーダー機器	・ 機器購入価額の2/3 (千円未満切捨) ・ 運行管理連携型 上限20,000円/台	・ EMS機器助成と併せて20台/事業者 ※所有台数20台未満の場合会員名簿記載の車両台数と同数		令和7年2月20日
アルコール検知器	・ 機器購入価額の1/2 (千円未満切捨) ・ ハンディ記録式 上限120,000円/事業者 ・ 据置記録式 上限30,000円/台	・ ハンディ記録式：助成上限まで申請可 ・ 据置記録式：3台/事業者 (1台/営業所迄)		
運行管理者基礎講習	5,000円/名	3名/事業者		令和7年2月末日
E M S 機器	・ 機器購入価額の2/3(千円未満切捨) ・ 上限 20,000円	・ ドラレコと併せ20台/事業者 ※所有台数20台未満：会員名簿記載の車両台数と同数		令和7年2月20日
グリーン経営認証制度	新規認証登録 50,000円 (上限)	県内3営業所/事業者		令和7年3月14日
フォークリフト運転技能講習	3,000円/名	10名/事業者		令和7年2月末日
安全衛生教育講習	・ 交通労働災害防止担当管理者教育 2,000円/名 ・ 荷役災害防止担当管理者教育 1,000円/名 ・ 安全衛生推進者能力向上教育 2,000円/名 ・ フォークリフト運転業務従事者教育 2,000円/名 ・ 車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育 2,000円/名 ・ 積卸し作業指揮者安全教育 1,000円/名 ・ テールゲートリフター特別教育 (新) 2,000円/名	延べ10講習/事業者		令和7年2月末日
近代化基金融資推薦及び利子補給制度	利子補給率 0.5% (前年度から+0.1%アップ)	【融資枠】 ・ 一般融資 (特例含む) 30,000千円 ・ ポスト新長期等融資 30,000千円/年度 ※一般融資は既往の借入がある場合残債を差し引いた金額が融資限度		令和7年3月14日
車輪脱落事故防止	・ 機器購入価額の1/2(千円未満切捨) ・ 上限 50,000円 + (5,000円×名簿記載の車両数)	・ 車両数が30両を上回る場合は、30両を上限とする。		令和7年2月20日
自動点呼機器	上限150千円/台 (Gマーク事業者は上限300千円迄)	1台/事業者 (Gマーク事業者2台迄)		令和7年2月20日
中小企業大学校講座	岩ト協、全ト協併せ受講料の2/3 ※1/3 (百円未満切捨) は受講者負担	延べ10講座/事業者		令和7年2月20日
準中型・中型・大型・けん引免許	教習料の1/2 (上限100,000円/免許) ※千円未満切捨 ※限定解除、全ト協補助分含む	30万円/事業者		事前申請: 令和7年1月末日 助成金申請: 令和7年2月末日
全ト協事業				
若年ドライバー確保のための免許取得支援	・ 特例教習：受講費用の3分の1、上限100,000円 ・ 準中型免許：上限40,000円 ・ 限定解除：上限25,000円	30万円/事業者		令和7年2月20日
働きやすい職場認証	・ 新規認証取得 (上位認証含む) 審査料、登録料：上限30,000円 ・ 同位認証継続：審査料、登録料：上限20,000円 ・ ミツ星新規取得：審査料、登録料：上限50,000円 (新)			令和7年2月20日
ドライバー等安全教育訓練	・ 一般研修 (1泊2日) 10,000円 ・ 特別研修 (2泊3日以上 助成額は岩ト協HPに掲載)	2名/事業者		岩ト協へお問い合わせください
安全装置等	・ 後方 (モニター&カメラ)、側方 (モニター&カメラ・又はカメラのみ)、呼気吹き込み式インターロック、IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器：購入価格の1/2 (千円未満切捨)各上限20,000円/基 ・ 側方衝突監視警報装置 (新)：取得価格の1/2、上限10万円 ・ 大型車用トルクレンチ：機器購入価格の1/2 (千円未満切捨) 上限30,000円/基	5基/事業者		令和7年2月20日
血圧計	機器購入価格の1/2 上限50,000円/台	1台/事業所		
アイドリングストップ支援機器	・ 機器購入価格の1/2 (千円未満切捨) ・ 上限60,000円/基	5基/事業者		
環境対応車	詳細につきましては、岩ト協HPをご覧ください。			
トラック運転者のSAS (睡眠時無呼吸症候群)スクリーニング検査	・ 検査費用の1/2 ・ 上限2,500円/名 ※1次、2次検査セット受診	会員名簿記載車両台数の1/3 ※端数切上		事前申請R6/12/27 助成金申請：R7/1/末日
その他全ト協助成事業 ・ 経営診断助成 ※経営診断、経営相談に加え、「運賃交渉支援」を実施予定。 ・ インターンシップ導入促進支援事業 職場体験の学生受入れに対する助成 3日間9万円、4日間11万円、5日間以上13万円 ・ 自家用燃料供給施設整備事業 自家用給油施設の新設、増設に対する助成 上限100万円				

令和 5 年度 事業者研修会 開催状況について

令和 5 年度の事業者研修会を、講師として各地域所管の労働基準監督署、警察署から担当官をお招きし以下の通り開催いたしました。労働基準監督署からは、労働災害の発生状況及びその対策等について講話をいただいた他、今年 4 月から適用となる「改正改善基準告示」について詳しく説明いただきました。また、警察署からは各管轄地域における交通事故発生状況や飲酒運転の検挙事案等に関する報告や事故防止の心構えについて指導いただいた他、岩手県トラック協会からは、会員の関係する交通事故、労働災害の発生概況の他、各種助成事業の利用状況等について説明いたしました。

支部	開催日	参加者数	講 師 等
中 央	8月24日	56名 (44社)	盛岡労働基準監督署 岩ト協
花 巻	2月15日	40名 (31社)	花巻労働基準監督署 花巻警察署 岩ト協
北 上	2月14日	39名 (31社)	花巻労働基準監督署 北上警察署 岩ト協
水 沢	2月21日	39名 (33社)	花巻労働基準監督署 岩ト協
一 関	2月13日	44名 (38社)	一関労働基準監督署 一関警察署 千厩警察署 岩ト協
大船渡	1月26日	26名 (26社)	大船渡労働基準監督署 大船渡警察署 岩ト協
釜 石	2月14日	25名 (21社)	釜石労働基準監督署 釜石警察署 岩ト協
宮 古	2月17日	24名 (24社)	宮古労働基準監督署 宮古警察署 岩ト協
岩 泉	3月5日	10名 (9社)	宮古労働基準監督署 岩泉警察署 岩ト協
久 慈	12月14日	31名 (29社)	二戸労働基準監督署 久慈警察署 岩ト協
二 戸	11月10日	20名 (20社)	二戸労働基準監督署 二戸警察署 岩ト協
路 線	2月9日	9名 (9社)	盛岡労働基準監督署 岩ト協
合 計		353名 (306社)	盛岡労働基準監督署 岩ト協



一関会場(上)／花巻会場(下)

メディア懇談会 2024 を開催

令和 6 年 2 月 27 日、ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイングにおいて、今回で 21 回目となるメディア懇談会を開催し、県内メディア関係者 9 社 28 名（新聞社、テレビ・ラジオ局等）、協会関係者 13 名（正副会長、広報委員、事務局）が参加しました。トラック運送業界が抱える多くの課題とそれに対する取り組み等について、社会的影響力の大きいメディア関係者に対し、正しい理解と協力を求める場として継続しております。今回の懇談会では、藤原修一広報委員長（岩手県ト協副会長、二葉運送（株）代表取締役社長）が、「物流の 2024 年問題～背景と問題解決に向けて～」と題し、約 1 時間にわたり、業界を取り巻く現状と課題について説明し理解を求めました。

なお、メディア各社の取材スタッフも多数来場し、懇談会の模様が新聞、テレビ、インターネット等でニュースとして報道されました。



青年経営研究会 令和5年度 第2回 定例研修会 開催

令和6年2月8日（木）、岩手県トラック協会総合研修会館（矢巾町）におきまして、岩手県トラック協会青年経営研究会主催、令和5年度第2回目となる定例研修会が開催されました。研修テーマは「トラック G メン」。東北運輸局岩手運輸支局から、現役の「G メン」お二方をお迎えしお話を伺いました。

今年4月から適用される「時間外労働罰則付き上限規制」をはじめとする、働き方改革への対応に向けては、荷主企業の理解と協力が不可欠である一方、事業者の申し出に誠意ある対応がみられないケースも散見される中で、その対応が注目される「トラック G メン」ということもあり、41名（青研会員16名（15社）、会員外25名（22社））が受講しました。

○演題「トラック G メン」

○講師 東北運輸局 岩手運輸支局 輸送・監査部門 首席運輸企画専門官 竹林 孝也 氏

東北運輸局 岩手運輸支局 輸送・監査部門 運輸企画専門官 本間 恭介 氏

研修会は二部構成で行われ、第一部ではトラック G メンが生まれた背景と、その活動などについて、竹林首席専門官から一通り説明いただいた後、第二部ではフリートーク形式の質問のコーナーを設け、来場者からは多数の質問が寄せられるなど、G メンの活動への理解を深めると共に、今後の活動に期待を寄せていました。



岩ト協 ダンプトラック部会 役員会

令和6年2月21日（水）、ホテル紫苑（盛岡市繋温泉）において、今年度3回目となる役員会が開催され、役員10名が出席しました。栗村安弘部会長の進行で進められた会議では、令和5年度の部会の事業経過や全国部会が国土交通省不動産・建設経済局長へ「ダンプトラック業界の経営健全化に関する要望書」を提出した件について報告された他、各地域でのダンプの稼働状況や諸問題について情報交換が行われ、県内の厳しい状況が浮き彫りになりました。また、協議事項として、今後の運営体制や令和6年度の事業計画等について協議され、令和5年度中の活動として、「トラック G メン」の活動状況等の周知行動を実施することを申し合わせた他、新聞広告を活用したPR行動について、テーマを検討しつつ今後も適宜継続していくことを申し合わせました。

本年もお引き立ての程よろしくお願い申し上げます **2024 新春**

令和6年4月から **ダンプ** 輸送の環境が変わります

■国土交通省は「標準的な運賃」を告示しました。
「標準的な運賃」にご理解をお願いします

標準的な運賃は、以下のQRコードからご覧いただけます。

トラック 標準的な運賃で、検索して下さい。
トラック 標準的な運賃 検索

岩手県トラック協会
ダンプトラック部会

ダンプ輸送なら営業用許可の
緑ナンバーダンプトラック！



栗村部会長 挨拶



会場の様子

運行管理者試験対策講習会・模擬試験を開催

岩手県トラック協会では、会員各社の運行管理者育成を支援し、より一層安全・安心な運行に繋げていただくことを目的として、今年度第2回目となる運行管理者試験対策事業（試験対策講習会並びに模擬試験）を開催いたしました。講習会は総合研修会館（矢巾町）の他、オンライン参加も設定し、講師として（株）輸送文研社の梶山孝氏をお迎えし、テキストをもとに試験頻出のポイントを絞った解説をいただきました。また、模擬試験では試験問題を解き、岩ト協職員が解説するという形で開催し、その模様についてはYouTubeでも配信いたしました。

対策講習会

日時 令和6年1月27日（土）9:30～16:00
会場 岩手県トラック協会
『Zoom』で講習内容を同時配信
講師 株式会社輸送文研社 梶山 孝氏
参加者 会場：13社14名、Zoom受講：10社11名

模擬試験

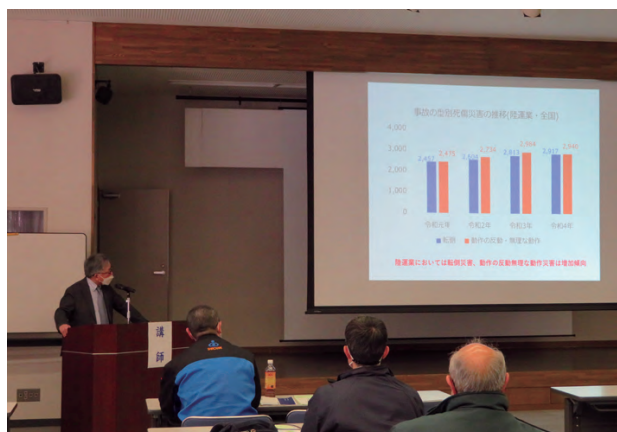
日時 令和6年2月9日（金）10:00～14:45
会場 岩手県トラック協会
『YouTube』で模擬試験問題の解説動画を3月17日まで限定公開（解説：岩ト協職員）
参加者 13社15名

令和5年度 業態別労働災害防止研修会

道路貨物運送業の労働災害は、約70%が荷役作業中に発生していますが、その原因や発生場所は業種・業態により異なります。業態ごとの特徴を理解し適切な対策を講じることで労働災害を未然に防止することを目的として、岩手県トラック協会では、陸災防岩手県支部と連携し「業態別労働災害防止研修会」を開催しております。今年度は昨年度の「タンクローリー、バルク車、ミキサー車」に引き続いて「引越し扱い」をテーマに労災防止研修会を開催いたしました。

二部構成で開催された研修の第一部は、岩手労働局より武藤健康安全係長をお迎えし、道路貨物運送全般における労働災害の発生状況とその防止対策について説明いただいたほか、第二部では陸災防本部から堀野安全管理士をお迎えし、引越作業に特化した災害事例とその対策について詳しく説明いただき、人力作業における注意事項、従業員の高齢化対策や腰痛の原因と予防について理解を深めました。

- 日 時 令和6年2月28日（水）13:30～16:30 / ○ 場所 岩手県トラック協会 総合研修会館
○ 講 師 岩手労働局 労働基準部 健康安全係長 武藤 慶 蔵 氏
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 安全管理士 堀 野 弘 志 氏
○ 参加者 9名（7社）



堀野管理士



電子メールによる情報配信の開始について

これまで協会からの周知事項、関係行政機関からの通達等、各種情報の周知に当たりましては、主にファックスでの配信を行ってまいりましたが、これまで実施したアンケート調査の結果等（メール利用が可能な会員事業者 90%以上）を踏まえ、このたび電子メールによる情報配信を開始することといたしました。

つきましては、電子メールでの情報配信を希望される会員事業者様におかれましては、以下のURLから専用の登録フォームをご覧ください、必要事項の登録をお願いいたします。2月登録分は3月1日から、3月登録分は4月1日から、それ以降は登録があり次第順次、ファックスでの情報配信

を取りやめ電子メール、協会HPを活用した情報配信に切り替えさせていただきます。

メールでの情報配信のメリットといたしましては、ペーパーレスによる環境負荷軽減や通信料金の縮減、インターネット活用による送信側、受信側、双方における省力化、利便の向上等が挙げられますので、この機会に是非ご検討下さい。

なお、現時点でメールでの情報配信を希望されない会員の皆様につきましても、引き続き、支部を経由でのファックス配信を継続いたしますし、登録フォーム（当面の間、設置を継続してまいります。）に必要事項を入力頂くことで、随時、メール配信への切り替えが可能となっております。

メール配信に係る必要事項登録フォーム

以下のURL又はQRコードからアクセスいただけます。（リンク先：岩ト協ホームページ）

https://iwatokyo.or.jp/?page_id=3037



会員向け 採用ホームページ制作のご案内（無料）

全日本トラック協会と岩手県トラック協会は、（株）リクルート社のサービス「Air ワーク採用管理」を利用した採用ページ無料開設支援を行っているところです。これまでは、「Air ワーク採用管理」を利用した採用ページの開設を希望する会員の皆様に対しましては、リクルート社から個別に開設支援を行っておりましたが、本年1月からはリクルート社が「採用ページ無料開設支援セミナー」を実施し、開設方法等についてご案内する運用に変わりましたので、あらためてご案内いたします。

※岩ト協会員以外の採用HP掲載ならびに他の求人サービスなどのサイトを転載することはできません。

岩ト協ホームページ掲載場所

<https://iwatokyo.or.jp/>

トップページ ▶（上部のメニューより）リクルート ▶ 会員事業者の求人情報（バナー）をクリック

申し込み手順1：セミナーへの参加

これから自社採用ページを作成する会員の方はWEBセミナーに参加いただき、開設方法や求人情報の掲載方法について理解を深めていただけます。参加を希望される場合は以下のURLから開催予定日を確認いただき、参加申し込みを行って下さい。

【WEBセミナー開催予定一覧▼】

https://jta.or.jp/ippan/saiyou_seminar.html

申込手順2：自社採用ページの協会HPへの登録

岩ト協HPに自社ページを掲載されることを希望する会員の方は、以下のURLからフォームにアクセスいただき、お申し込みを行ってください。

<https://forms.gle/TExoVNDu5qGeVwyQ7>



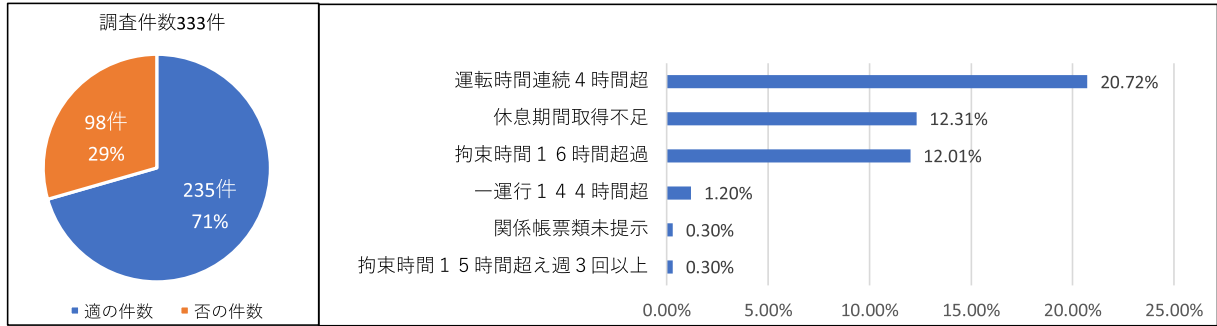
巡回指導項目別調査結果

令和5年4月～令和6年2月

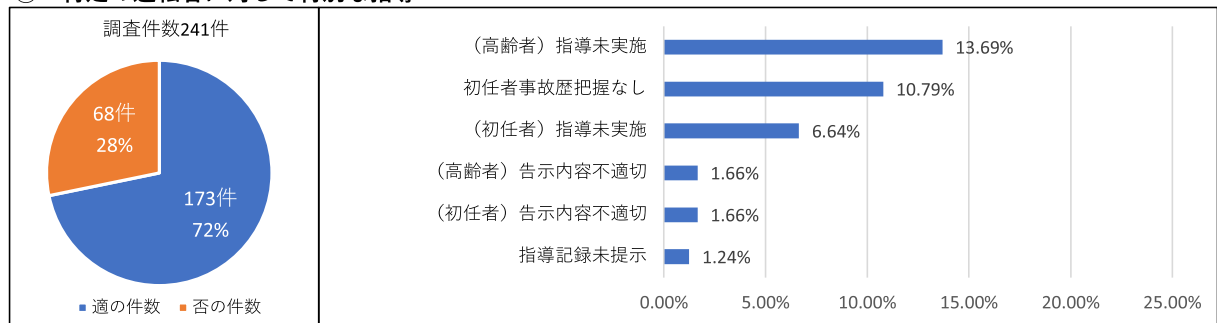
区分	重点	調 査 項 目 (※印は「特別適合せ」のみの調査事項、☆印は重機事業者は除外する)	令和5年度			令和5年度										R5	R4	R3								
			調査件数	(否)件数	(否)率	10.0	20.0	30.0	40.0	50.0	60.0	70.0	80.0	90.0	100.0											
Ⅰ. 事業計画等		(1)主たる事務所及び営業所の名称・位置に変更はないか	333	7	2.1																					
		(2)営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか	333	11	3.3																					
		(3)自動車庫庫の位置及び収容能力に変更はないか	333	19	5.7																					
		(4)乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か	333	14	4.2																					
		(5)乗務員の休憩・睡眠施設の保守・管理は適正か	333	2	0.6																					
		(6)届出事項に変更はないか(役員・社員・特定貨物に係る荷主名称変更等)	201	7	3.5																			10		
		(7)自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか	333	0	－																					
		(8)名義貸し、事業の貸渡し等はないか	333	0	－																					
Ⅱ. 帳票類の 整備、報告等		(1)事故記録が適正に記録され、保存されているか	231	2	0.9																					
		(2)自動車事故報告書を提出しているか	31	3	9.7																		9		8	
		(3)運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか	333	6	1.8																					
		(4)車輛台帳が整備され、適正に記入等がされているか	333	2	0.6																					
		(5)営業報告書、事業実績報告書を提出しているか(本社巡回に限る)	200	16	8.0																					
Ⅲ. 運行管理等		(1)運行管理規程が定められているか	333	4	1.2																					
	○	(2)運行管理者が選任され、届出されているか	333	0	－																					
		(3)運行管理者に所定の研修を受けさせているか	330	14	4.2																					
		(4)事業計画に従い、必要な員数の運転者をかくほしているか	333	1	0.3																					
	○	(5)過労防止を配慮した勤務・乗務時間を定め・・・時間が適正に管理されているか	333	98	29.4																		1	2	3	
	☆	(6)過積載による運送を行っていないか	333	1	0.3																					
	○	(7)点呼の実施及びその記録・保存は適正か	333	76	22.8																		4	5	5	
		(8)乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か	333	7	2.1																					
	☆	(9)運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か	319	7	2.2																					
		(10)運行指示書の作成・指示・携行・保存は適正か	112	29	25.9																			3	1	1
	○	(11)乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか	333	24	7.2																			8	9	
	○	(12)特定の運転者に対して特別な指導を行っているか	241	68	28.2																			2	4	4
	○	(13)特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか	242	34	14.0																			6	9	6
Ⅳ. 車輛管理等		(1)整備管理規程が定められており、これに基づき適正に整備管理業務がなされているか	333	9	2.7																					
	○ ※	(2)整備管理者が選任され、届出されているか	331	1	0.3																					
		(3)整備管理者に所定の研修を受けさせているか	303	37	12.2																			7	6	7
		(4)日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか	333	73	21.9																			5	3	2
	○	(5)定期点検基準を作成しこれに基づき適正に点検整備を行い記録簿が保存されているか	333	32	9.6																			10		
Ⅴ. 労基法等		(1)就業規則が制定され、届出されているか	253	10	4.0																					
		(2)36協定が締結され、届出されているか	329	10	3.0																					
		(3)労働時間・休日労働について違法性がないか(運転時間を除く)	333	10	3.0																					
	○	(4)所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか	333	39	11.7																			8	6	9
Ⅵ. 法定福利費		(1)労災保険・雇用保険に加入しているか	330	6	1.8																					
		(2)健康保険・厚生年金保険に加入しているか	333	8	2.4																					
Ⅶ. 運輸安全マ ネジメント		(1)運輸安全マネジメントの実施は適切か。	333	4	1.2																					
実態調査・指導事業所総件数			11,445	691	6.0																					

令和5年度 否の割合順位別・詳細グラフ（2月）

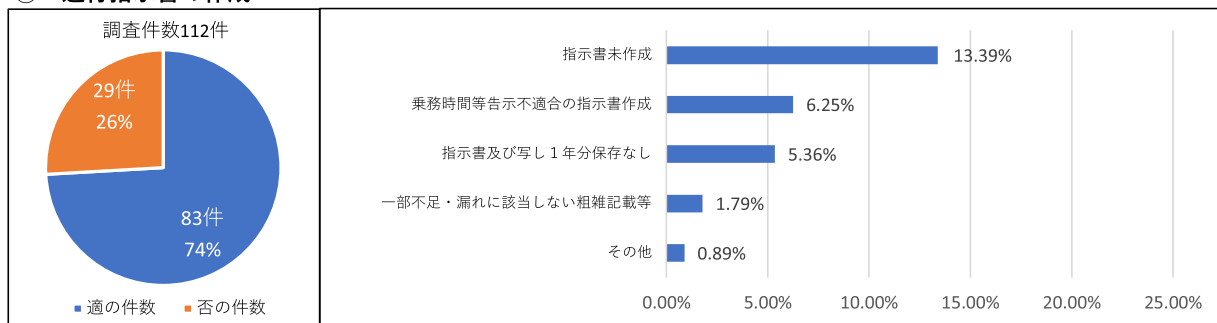
① 過労防止



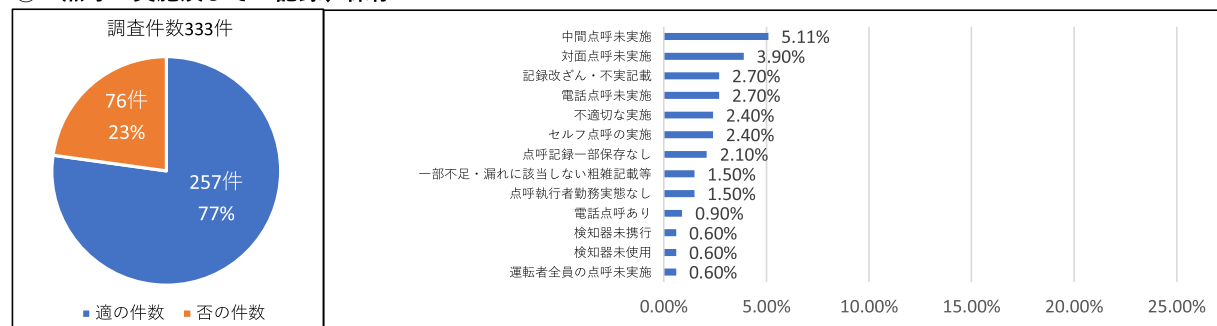
② 特定の運転者に対して特別な指導



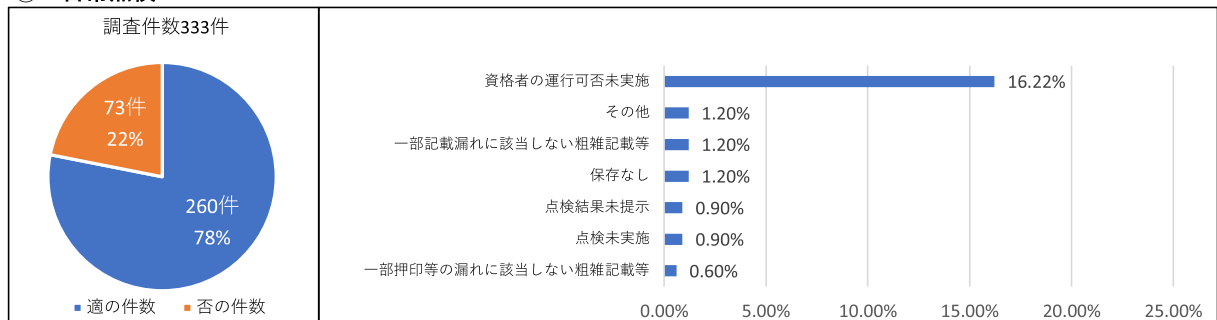
③ 運行指示書の作成



④ 点呼の実施及びその記録、保存



⑤ 日常点検





「第14次労働災害防止計画」の進捗状況について（速報値）

令和5年の死傷災害件数確定段階では、令和4年の145件を上回る可能性が高くなっており、第14次防計画の初年から厳しい状況となっております。各社におかれましては、あらためて防災に向けたご指導を宜しくお願いいたします。

労働基準 監督署別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
	確定	確定	確定	速報値	目標	速報
計	98	123	145	143	130	7
盛岡	46	39	50	45	48	2
宮古	3	4	3	4	3	0
釜石	2	3	7	4	6	0
花巻	28	48	4	51	40	3
一関	8	7	19	22	15	0
大船渡	5	8	9	5	5	0
二戸	6	14	17	12	13	2



令和6年度各種講習会等開催計画について

令和6年度 陸災防岩手県支部主催の各種講習会開催計画を以下の通りお知らせいたします。講習会等の詳細につきましては、陸災防岩手県支部事務局（電話：019-637-3287）まで、お問い合わせ下さい。詳細につきましては、ホームページにも掲載しております。

技能講習実施計画

①…11 時間コース ③①…31 時間コース

矢巾町：岩手県トラック協会 総合研修会館 金ヶ崎町：岩手県トラック協会 水沢研修会館

フォークリフト運転	開催月	学科日程	実技日程	会場
	4月	12日（金）	③① 13・20～21日【定員40名】	矢巾町
	5月	21日（火）	①① 22日（水）【定員10名】 ③① 22～24日【定員30名】	金ヶ崎町
	6月	7日（金）	①① 8日（土）【定員10名】 ③① 8・15～16日【定員30名】	矢巾町
	9月	6日（金）	①① 7日（土）【定員10名】 ③① 7・14～15日【定員30名】	矢巾町
	10月	8日（火）	①① 9日（水）【定員10名】 ③① 9～11日【定員30名】	矢巾町
	翌年 3月	11日（火）	①① 12日（水）【定員10名】 ③① 12～14日【定員30名】	金ヶ崎町

はい作業主任者	開催月	学科日程	会場
	5月	16日（木）～17日（金）【定員80名】	矢巾町
	8月	22日（木）～23日（金）【定員80名】	矢巾町
	11月	14日（木）～15日（金）【定員80名】	矢巾町
翌年	2月	13日（木）～14日（金）【定員70名】	矢巾町



安全衛生教育等実施計画

矢巾町：岩手県トラック協会 総合研修会館 金ヶ崎町：岩手県トラック協会 水沢研修会館

安全衛生教育 【定員各30名】		安全衛生推進者 能力向上教育 (初任時)	交通労働災害 防止担当管理者 教育	荷役災害防止 担当者教育	フォークリフト 運転業務従事者 教育	作業指揮者 車両系・積卸し
	5月	矢巾町 10日(金)				
	6月				矢巾町 14日(金)	矢巾町 20～21日 (木～金)
	7月			矢巾町 12日(金)		
	8月		矢巾町 2日(金)			金ヶ崎町 29～30日 (木～金)
	10月	金ヶ崎町 18日(金)				
	11月				金ヶ崎町 22日(金)	矢巾町 28～29日 (木～金)
	12月			金ヶ崎町 6日(金)		
	翌年 2月		金ヶ崎町 7日(金)			
	3月					金ヶ崎町 6～7日 (木～金)

特別教育 【定員40名】		タイヤ空気 充填業務	テールゲートリフター 操作業務
	4月		矢巾町 5日(金)
	7月		金ヶ崎町 5日(金)
	10月	矢巾町 4～5日 (金～土)	
	11月		矢巾町 8日(金)
	3月		金ヶ崎町 19日(水)



テールゲートリフター特別教育の様様

労働災害発生状況について

令和 5 年労働災害発生状況（1 月～ 12 月） 令和 6 年 2 月 14 日時点の速報値

手県内の道路貨物における死亡災害の発生は 0 件、死傷災害は、143 件の発生と前年同期比△1 件となっております。岩手県トラック協会では令和5年の労働災害削減目標を死亡災害「ゼロ」、休業 4 日以上之死傷災害 140 以下と定め、各種取り組みにご協力いただいております。各会員事業場におかれましては、引き続き無事故・無災害に向け不断の取り組みをお願いします。

【令和5年岩手県内の労働災害発生状況（道路貨物）】

		死 傷 災 害（休業4日以上）				死 亡 災 害			
		令和 5 年	令和 4 年	増減	増減率	令和 5 年	令和 4 年	増減	増減率
運輸交通	道路貨物	143	144	-1	-0.7	0	1	-1	-100.0
	その他（旅客等）	23	36	-19	-61.3	0	0	0	-
全産業の合計		1,722	2,295	-573	-25.0	11	21	-10	-47.6

【岩手県内労働基準監督署別 休業 4 日以上之死傷災害発生件数】

		合 計	盛 岡	宮 古	釜 石	花 巻	一 関	大船渡	二 戸
死傷災害	令和 5 年	143	45	4	4	51	22	5	12
	令和 4 年	144	49	3	7	44	19	6	16
	増 減	-1	-4	1	-3	7	3	-1	-4
	増 減 率	-0.7	-8.2	33.3	-42.9	15.9	15.8	-16.7	-25.0
	令和 3 年	120	39	4	3	46	7	8	13

令和 5 年 災害の型別発生状況（12 月末速報値）

道路貨物では、他産業と比較して「墜落・転落」災害が多発しており、次いで他産業では最も多い「転倒」災害が多く発生しております。また、ここ数年の傾向として「動作の反動・無理な動作」（ぎっくり腰、筋を違えた等）が増加傾向にあります。従業員の高齢化も一つの要因と考えられますが、冬期間においては、作業開始前のウォーミングアップをより入念に行っていただく事で、未然防止に繋がっていただきたいと思いますので、従業員の方へのご指導をお願いいたします。

年	業 種	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	踏み抜き	おぼれ	高温・低温の物との接触	有害物質等との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他	分類不能	計
令和 5 年 （速報値）	道路貨物	件数 38	23	13	8	3	9	12	0	0	0	3	0	0	0	0	0	7	0	19	8	0	143
		% 26.6	16.1	9.1	5.6	2.1	6.3	8.4	0.0	0.0	0.0	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.9	0.0	13.3	5.6	0.0	100
	全産業	件数 161	328	59	40	12	70	117	72	2	0	43	7	0	1	1	0	42	1	121	288	1	1366
		% 11.8	24.0	4.3	2.9	0.9	5.1	8.6	5.3	0.1	0.0	3.1	0.5	0.0	0.1	0.1	0.0	3.1	0.1	8.9	21.1	0.1	100
令和 4 年 （確定値）	道路貨物	件数 36	36	13	5	1	5	15	1	1	0	1	0	0	0	0	0	11	0	20	0	0	145
		% 24.8	24.8	9.0	3.4	0.7	3.4	10.3	0.7	0.7	0.0	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.6	0.0	13.8	0.0	0.0	100
	全産業	件数 206	473	94	76	19	76	161	93	3	1	29	7	1	4	1	2	74	3	188	1223	0	2734
		% 7.5	17.3	3.4	2.8	0.7	2.8	5.9	3.4	0.1	0.0	1.1	0.3	0.0	0.1	0.0	0.1	2.7	0.1	6.9	44.7	0.0	100
令和 3 年 （確定値）	道路貨物	件数 43	20	9	8	1	5	12	1	0	0	1	0	0	0	0	0	10	0	11	2	0	123
		% 35.0	16.3	7.3	6.5	0.8	4.1	9.8	0.8	0.0	0.0	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.1	0.0	8.9	1.6	0.0	100
	全産業	件数 230	435	87	65	11	81	174	85	1	1	29	9	2	0	0	0	79	0	174	67	0	1530
		% 15.0	28.4	5.7	4.2	0.7	5.3	11.4	5.6	0.1	0.1	1.9	0.6	0.1	0.0	0.0	0.0	5.2	0.0	11.4	4.4	0.0	100

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る 労働安全衛生規則等一部改正のQ&A⑬-1

テールゲートリフター特別教育に関する質疑応答です

Q1 特別教育の講師になるための教育を受けた場合、教育を実施できるのは自社内だけで
すか、他社でも教育できますか。また、特別教育を受けた作業者が他の作業者に対する特
別教育の講師になることができるのですか。

A1 自社内での教育に限定するものではありません。また、特別教育の講師に資格要件
の定めはありませんが、安全衛生特別教育規程第7条の4に定める、テールゲートリフ
ターの操作の業務に係る特別教育の科目及び範囲を規定の時間実施するために、イン
ストラクター養成講座を受講した方に特別教育を行っていただくことを推奨します。

Q2 最大積載量2トン未満の軽自動車でもテールゲートリフターの操作には特別教育が必要
ですか。

A2 特別教育に関しては最大積載量の規定がないため、最大積載量が2トン未満の貨物
自動車であっても、テールゲートリフターによる荷役作業に従事する者には、特別教
育が必要です。

Q3 6ヵ月以上従事しているものに対する特別教育は、学科45分でよいのですか。

A3 学科教育のうち、「テールゲートリフターに関する知識」について、45分以上と
することができますが、「テールゲートリフターの操作に関する知識」と「関係法
令」の省略はできないため、学科教育は最低でも、3時間15分は必要です。

Q4 倉庫内での作業で、荷主の作業者が、テールゲートリフターの昇降板上に乗って荷を
支える行為でも特別教育は必要ですか。

A4 昇降板上に荷とともに乗って昇降しながら荷を支える行為は主たる用途以外の使用
であり、荷主の作業者であっても行ってはならない行為です。

テールゲートリフターを用いた荷役作業を荷主の作業者が行う場合には、当該荷主
の作業者もテールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育の受講が必要です。

Q5 特別教育は2月1日以降実施すればよいのですか。一方、2月1日以降テールゲート
リフターによる荷役作業に従事する者には、いつ特別教育を実施すればよいのですか。

A5 2月1日以降は、特別教育を修了した者でないとテールゲートリフターを使用する荷
役作業に従事することができませんので、1月31日までに特別教育を実施しておく必要
があります。また、2月1日以降、テールゲートリフターによる荷役作業に従事する者
は、当該作業に従事するまでに特別教育を実施しておくことが必要です。

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る 労働安全衛生規則等一部改正のQ&A⑬-2

テールゲートリフター特別教育に関する質疑応答です

Q6 特別教育を受けた作業者には修了証の発行が必要ですか。誰が発行するのですか。

A6 特別教育を実施した者に当該特別教育に係る修了証を発行する義務はありませんが、受講修了者が例えば、荷主等に対して当該特別教育を受講していることを示すために修了証を所持していることは望ましいものです。

修了証は、当該特別教育の実施者（社内で実施した場合は事業主）が発行することとなります。

なお、陸災防では、テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育受講記録を記載できる「テールゲートリフターの安全作業ハンドブック」を提供していますのでご活用ください。

Tale Gate Lifter Safe Work Handbook

テールゲートリフター特別教育受講記録

受講者氏名

学科教育

科 目	時 間	受講日	講習実施者
テールゲートリフターに関する知識			
テールゲートリフターによる作業に関する知識			
関係法令			

実技教育

科 目	時 間	受講日	講習実施者
テールゲートリフターの操作方法			

Q7 昇降板上にある荷を卸す作業のみでも特別教育は必要ですか。

A7 キャスターストップの操作も含め、テールゲートリフターの操作を全く行わず、昇降板上にある荷を卸す作業のみを行うのであれば、特別教育は不要ですが、厚生労働省は特別教育の受講を推奨しています。

令和5年度 苦情受付状況について

令和5年4月から令和6年2月末までの間に、岩手県トラック協会に寄せられた苦情は全部で45件で、その内33件がスピードの出しすぎや幅寄せ、あおり行為も含めたいわゆる「危険運転」にまつわる事案となっており、そのほかにも車外へのタバコの吸い殻やごみのポイ捨ての他、不適切な点呼の対応についての内部告発的な内容まで、様々な苦情が寄せられています。こうした事案がなくなるよう、今後もプロドライバーとしてゆとりや思いやりのある運転、適切な運行管理を心がけていただくようお願いいたします。

苦情内容				通報者						受付媒体					
種類	件数				事業者	トラック ドライバー	荷主	企業 (商主以外)	一般 消費者	匿名	電話	メール	郵送	来訪	その他
	会員	非会員	不明	(計)											
危険運転等	19	3	11	33		7			16	10	29	3			1
宅配関係等				0											
引越等				0											
違法駐車等		3	1	4					3	1	4				
労働条件等	1			1		1					1				
無許可営業等				0											
環境問題等	2		1	3					1	2	3				
不正改造等			1	1					1		1				
運賃等				0											
その他	1		2	3					2	1	3				
(計)	23	6	16	45	0	8	0	0	23	14	41	3	0	0	1

違法 駐車	奥州市内の住宅に毎日のように夕方～翌朝に駐車しており、車庫飛ばしと思われる。（最後に確認できたのは1月下旬頃）たまに2台停まっていることもあり、本来車庫に戻るべきものだと思うので、指導してもらいたい。
ポイ 捨て	本日の午前5時前頃、釜石自動車道を釜石方面に走行中、前方のトラックが片側二車線区間で、追越し車線の真ん中くらいまで火のついたタバコを投げ捨てていた。だたのポイ捨てであればトラック協会に連絡までしていないと思うが、明け方で真っ暗で火が目立ったのもあり、追い越す車や、対向車、下道であれば歩行者がいても同様のことをするのかと思うと非常に危険な行為であると思ったため連絡した。会社として車外に捨てるよう教えていたり容認しているのか。協会から注意してもらいたい。

会員の動きについて

※敬称略

※3月11日時点

新規加入事業者

昭和物流(株)花巻事業所 入会日:令和6年2月1日
〒025-0312 花巻市二枚橋4-3-21
電話(FAX):0198-41-5570(0198-41-5571)
代表者:木村由加子
所属支部:花巻

(株)高橋荷役 入会日:令和6年2月6日
〒028-3203 花巻市大迫町大迫1-15-2
電話(FAX):0198-41-3688(0198-41-3689)
代表者:高橋 孝次
所属支部:花巻

(株)たかふじ物流サービス 入会日:令和6年3月1日
〒020-0833 盛岡市西見前11-203-2
電話(FAX):019-638-9823(019-638-9823)
代表者:高橋 金也
所属支部:中央

(株)藤原葬具社 入会日:令和6年3月1日
〒028-3101 花巻市石鳥谷町好地7-124-1
電話(FAX):0198-45-5161(0198-45-5868)
代表者:佐々木恵美子
所属支部:霊柩

休止 / 退会 / 住所変更等

(退会) **(有)東山興運** 令和6年1月31日付
(退会) **黒沢建設(株)** 令和6年1月21日付
(退会) **(株)KSTransポート** 令和6年2月29日付
(退会) **(株)ヒューマックス東北支社** 令和6年3月31日付
(退会) **(有)普代貨物自動車工業** 令和6年3月31日付
(休止) **大船渡葬儀社** 令和6年1月13日～

(休止) **大船渡葬儀社** 令和6年1月13日～
【住所変更】※電話、FAX変更なし
・(有) **北栄商事** (令和6年2月1日付)
〒023-0132 奥州市水沢羽田町字中袋183-1
【変更】(株) **東日本エース** (旧:(株)関東エース)
※住所、電話等変更なし。

事業報告書及び事業実績報告書の提出について

貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業報告規則により、毎事業年度における営業状況を報告する「事業報告書」と前年4月1日から3月31日までの1年間の輸送実績を報告する「事業実績報告書」を岩手運輸支局へ**提出しなければなりません**。(提出は岩ト協経由でも可)

事業報告書	提出3部(内1部事業者控え) ※特定貨物自動車運送事業者除く
報告期限	決算後100日以内
事業実績報告書	提出4部(内1部事業者控え) ※1部原本、他コピー可
報告期限	7月10日まで(4/1～3/31の実績)

様式掲載場所 (岩ト協HP) <http://www.iwatokyo.or.jp/>
岩手県貨物自動車運送適正化事業実施機関(ページ下部のボタン)→■事業報告書、事業実績報告等について

編集後記

これまで長きにわたり発行してまいりました「岩手県トラック情報」ですが、令和6年度より電子版として、協会ホームページに掲載する方向で調整を進めております。会員各社様にほぼネット環境が整備された状況を踏まえ、資源の節約、利便性の向上に繋げてまいりたいと考えております。引き続き、会員の皆様に役立つ情報を掲載出来るよう努めてまいりますので、ご理解とご協力のほど、宜しくお願いいたします。

トルクレンチは振動や衝撃、水分に弱い精密機器です！

「**測定精度を維持する**」ため、
慎重な取り扱いが必要です
下記の点に注意しましょう！



使うときは

- ・落下させたり、強い衝撃を与えない
- ・立てて置かない
- ・ハンマーやテコの代わりに使用しない
- ・雨中や水中で使用しない

使用後

- ・設定トルクは最低値に設定する
- ・保管場所は振動や湿気
ほこりの無い場所に！



トルクレンチは使用に伴い、測定精度に狂いが生じる可能性があるため、定期的な精度確認として
年1回以上の校正（有償）が推奨されています。

事業者、ドライバー、整備工場の皆さんの協力をお願いします。



危ない!



お
と

おとさぬための 点検整備

事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ唯一かつ最善の手段です。

トルクレンチで 適正締付

適正なトルクレンチによる規定トルクの締め付け、タイヤ交換後の増し締めの実施。

動画をチェック!

正しい点検方法
や連結式ナット
回転指示インジ
ケーターの使用
方法をご案内し
ています。



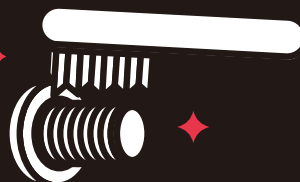
大型車の

車輪脱落事故

さ

さびたナットは 清掃・交換

ディスクホイール
取付面、ホイール
ナット当たり面、ハブの取付面、ホイールボルト、
ナットの錆やゴミ、追加塗装などを取り除きます。



な

ナット・ワッシャー 隙間に給脂

ホイールボルト、ナットの
ねじ部と、ナットとワッ
シャーのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑油を薄
く塗布し、回転させて油をなじませてください。

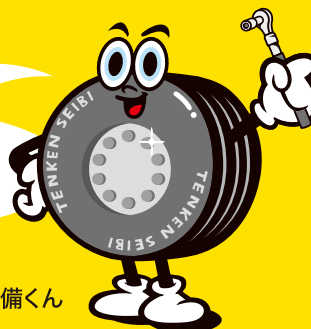


い

いちにち一度は 緩みの点検

運行前に特に脱落が多い左後輪を中心に、
ボルト、ナットを目で見て手で触って点検します。

「お・と・さ・な・い」
を徹底しよう!



Mr. 整備くん



詳しい情報は日本自動車工業会ホームページへ
http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fall_off/

国土交通省 自動車点検整備推進協議会 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会 日本自動車工業会 いすゞ自動車 日野自動車 三菱ふそうトラック・バス UDトラックス
全日本トラック協会 日本バス協会 全国家用自動車協会 日本自動車整備振興会連合会 日本自動車販売協会連合会 全国タイヤ・加工同組合連合会 日本自動車タイヤ協会
全国石油商業組合連合会 日本自動車車体工業会 日本自動車輸入組合 日本自動車機械工具協会 日本自動車機械器具工業会 自動車用品小売業協会 日本自動車車体整備協同組合連合会

